

常任委員会報告

総務財務委員会

9月定例会付託議案審査

議第82号「三原市広島空港周辺整備基金条例の一部改正について」

【要旨】従来の空港周辺整備基金を、広島空港の運用時間延長による周辺地域の環境整備事業等に要する経費の財源に充てられるよう、条例を改正するもの。

【主な質疑の内容】

問 条例改正により、当該基金を充当できる対象事業はどのように変わるのか。

答 現行の条例の適用範囲は、「空港の滑走路延長による」周辺対策事業に限定しているが、この改正により、新たに空港の運用時間の延長に伴う周辺対策事業についても、当該基金を充当できるようにするもので、この変更によりこれまで対

象としていた事業、及び地域が対象外となるものではない。

議第83号「財産の取得について」

【要旨】災害時一斉情報伝達手段整備計画に基づき、各戸に配付する告知放送受信機の取得について、「三原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条」の規定により、予定価格が2000万円以上であるため、議会の議決を求めるもの。

【主な質疑の内容】

問 当該告知放送受信機の



F M告知端末

運用にあたり、難聴地域の発生が予測されるが、電波の受信状況の確認はされるのか。また、それはいつを予定しているのか。

答 現在、FM電波の送信所の設置場所として須波町の竜王山と、久井町の宇根山を計画している。試験放送を実施した後、各地域の受信状況を調査した上で、平成30年

度から難聴対策に取り組んでいきたい。

議第84号「呉線三原・須波間羽仁架道橋新設工事協定の変更について」

【要旨】議会の議決を得て、協定を締結した呉線三原・須波間羽仁架道橋新設工事協定につき、協定金額に変更の必要が生じたため、議会の議決を求めるもの。

【主な質疑の内容】

問 このたび変更される本協定の金額の妥当性は。

答 施工にあたっては、施工内容や積算単価などの情報を、できるかぎりJRと共有しながら、透明性をもって進めていき、適正な執行に努める。

【採決】

採決の結果、全員一致提案理由を了とし、原案どおり可決した。

厚生文教委員会

9月定例会付託議案審査

議第85号「三原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」

【要旨】従うべき基準である介護保険法施行規則が一部改正されたことから、同様の改正を行うもの。

【主な質疑の内容】

問 改正の趣旨は。

答 改正前の介護保険法施行規則において昨年、主任介護支援専門員資格の更新制度が導入されたが、その際、規則の解釈に関して、当該専門員の更新研修をただちに受講しなれば、主任介護支援専門員の資格が失効してしまうのではないかと、誤解が生じ、本来の受講期限が到達する前に資格の更新研修を受講してしまう事例が県外で発生した。

このことを受け、国において、より明確な表記とする改正が行われ、これにかかわる介護保険法

施行規則の一部改正が、本年4月1日に施行されたことから、規則と同様の改正を本市の条例においても行うものである。

【採決】

採決の結果、議第85号について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



9月定例会付託議案審査
議第86号「三原市営住宅
等の指定管理者の指定に
ついて」

【要旨】三原市営住宅共
同施設及び市営住宅駐車
場における指定管理者制
度の導入に伴い、指定管
理者を指定したいとする
もの。

【主な質疑の内容】

問 指定管理者制度導入
による行政コストの縮減
は。

答 指定管理者制度導入
により、人件費を含めた
全体の市営住宅の管理費
は、1年で約600万円
の減額となる見込みであ
る。

問 指定管理者による管
理の範囲は。

答 入居者の決定や悪質
滞納者への法的措置等、
一部の事務を除き、指定
管理者へ委ねる、また、
繰り返される不正行為へ
の指導については、指定
管理者と市で協議のうえ
実施していきたいながら、最
終的に法的措置が必要な

状況となった場合は市が
主体となって実施する。

問 指定管理者の期間は。

答 事業者の他自治体で
の実績により、一定の管
理に関する知識と経験を
有していることから、長
い期間指定することでの
支障はないと考えてい
る。さらに、短い期間で
代わることに伴い、入居者
の混乱への配慮から、指
定期間を5年間とするこ
とが適当であると判断し
た。

問 事業者への管理運営
の継承については。

答 管理運営の業務内容
については、仕様書で詳
細に定めており、その引
継ぎは議決後、半年かけ
て行う。十分な業務内容
の継承と事業者の豊富な
ノウハウの活用により、
現状以上に適切な管理運
営ができるようにしてい
きたい。

【採決】

採決の結果、議第86号
ほか1件について、全員
一致、提案理由を了と
し、原案どおり可決した。



皆実上住宅

駅前東館跡地活用調査特別委員会請願審査

【要旨】「三原駅前市民
広場への中央図書館を含
めた施設建設は中止する
こと」、「三原駅前市民広
場の活用は市民の意見を
反映させること」、「中央
図書館は現在地で充実を
図ること」の3項目につ
いて請願するもの。

【委員の意見交換】

図書館を含めた複合施
設を建設することで、駅
前ににぎわいが生まれる
か否かは、民間事業者か
らの提案内容を見てから
でないかと判断できない。

また、本事業による整
備により現在の広場が使
用できなくなることを理
由に本事業に反対してい
る市民も多いと思われる
ことから、本請願は、
プロポーザルの結果を踏
まえて審査することが妥
当と考えるため、継続審
査とすべきとの意見があ
った。

これらの意見に対し、
他の委員から、この請願
は、これまでの本委員会
での調査を根拠から覆す
内容となっているため、

本請願に対する採決を保
留すべきではなく、採択
すべきでもない。また、
これまで本委員会におい
て時間をかけて審議し、
事業者募集を了とする方
針を出してきた経過を尊
重すべき、という意見が
あった。

その他の意見として、
この事業に対しては否定
的な意見ばかりではな
く、駅前に新たな商業施
設ができることを心待ち
にしている市民もいる。

また、平日の駅前は無
散として現状がある
ことから、施設整備に
よって駅前に集う人を、
駅周辺部の商店街活性化
に活かす取り組みや、起
業を支援するような施策
に取り組むことで、にぎ
わいの創出が可能とな
る。この事業により集客
施設を整備することには
意味がある。

また、天満屋を誘致し
た過去の市街地再開発事
業は本市の発展に効果が
あった。地方都市におい
ても駅前への投資は必要

であると考えるので、本
請願には賛同できないと
いう趣旨の意見があっ
た。

意見交換を終え、ま
ず、委員から意見のあつ
た継続審査の可否につい
て採決を行った。採決の
結果、賛成少数で継続審
査は否決された。

【討論・採決】

賛成の立場から、「市
民の中には、駅前に図書
館や民間商業施設などの
箱物をつくるのが活性化
につながるのかという
疑問の声がある。本請願
の3項目が市民の思いで
あり、このことを重く受
け止め、本請願は採択す
べきである」との意思表
明があった。

起立採決の結果、賛成
少数により、本請願は不
採択となった。